



平成28年 6月17日
中国地方整備局
中国運輸局

踏切安全通行カルテの公表について

国土交通省では、平成19年4月に緊急に対策の検討が必要な踏切として1,960箇所の踏切を抽出・公表し、対策を講じてきたところです。

この度、その後の対策の進展等を踏まえた見直しを行うとともに、新たに、通学路における対策が必要な踏切や事故が多発している踏切を追加し、アップデートした形で緊急に対策の検討が必要な踏切1,479箇所を抽出したところです。

このうち、中国地方管内で抽出された54箇所の踏切について、新たな試みとして鉄道事業者と道路管理者が連携し、踏切の諸元、対策状況、交通量、事故発生状況等の客観的データに基づき、「踏切安全通行カルテ」を作成しましたのでお知らせいたします。

踏切安全通行カルテは、踏切の現状を「見える化」しつつ、今後の対策方針等をとりまとめたものであり、今後の対策の実施にあたっての基礎になるものです。

記

○中国地方管内 踏切安全通行カルテ作成箇所一覧（別添1）

- ・緊急に対策の検討が必要な踏切[※]：54箇所（重複除く）
＜鳥取県7箇所、島根県6箇所、岡山県7箇所（内、岡山市分3箇所）、広島県22箇所（内、広島市分6箇所）、山口県12箇所＞

・開かずの踏切	：	5箇所
・自動車ボトルネック踏切	：	2箇所
・歩行者ボトルネック踏切	：	7箇所
・歩道が狭隘な踏切	：	11箇所
・通学路要対策踏切	：	31箇所
・事故多発踏切	：	3箇所

（※上記箇所は重複あり）

※「緊急に対策の検討が必要な踏切」の用語の定義については、（別紙）を参照下さい。

■ 中国地方管内 踏切安全通行カルテ作成一覧表

※カルテ全54箇所の一括ダウンロードはこちら



(別添1)

No.	都道府県	踏切道名	所在地	道路管理者名	道路名	鉄道事業者名	鉄道路線名	開かずの踏切	自動車ボトルネック踏切	歩行者ボトルネック踏切	歩道狹隘	通学路要対策	事故多発	踏切安全通行カルテ
中国-1	鳥取県	工業学校前	鳥取県米子市富士見町1丁目42-2	米子市	富士見町・東福原線	西日本旅客鉄道	境線					○		●
中国-2	鳥取県	津山街道	鳥取県米子市昭和町737-3	米子市	道笑町・通り線	西日本旅客鉄道	山陰線	○						●
中国-3	鳥取県	浜第1	鳥取県米子市淀江町西原321-2	鳥取県	赤松淀江線	西日本旅客鉄道	山陰線					○		●
中国-4	鳥取県	和田第9	鳥取県米子市和田町1931-5	鳥取県	米子環状線	西日本旅客鉄道	境線					○		●
中国-5	鳥取県	岩井街道	鳥取県岩美郡岩美町浦富776-3	鳥取県	岩美停車場線	西日本旅客鉄道	山陰線					○		●
中国-6	鳥取県	別所第3	鳥取県東伯郡琴浦町別所355-2	琴浦町	別所中線	西日本旅客鉄道	山陰線					○		●
中国-7	鳥取県	根雨道	鳥取県日野郡日野町根雨4-3	日野町	根雨一号線	西日本旅客鉄道	伯備線					○		●
中国-8	島根県	小松	島根県松江市宍道町西来待41-2	松江市	小松横見線	西日本旅客鉄道	山陰線					○		●
中国-9	島根県	新町	島根県松江市東出雲町揖屋42-3	東出雲町	新町須田線	西日本旅客鉄道	山陰線					○		●
中国-10	島根県	古土手県道	島根県出雲市平田町	島根県	県道出雲平田線	一畑電車	北松江線					○		●
中国-11	島根県	御茶屋川	島根県安来市吉佐町1614-4	島根県	米子伯太線	西日本旅客鉄道	山陰線					○		●
中国-12	島根県	堺	島根県江津市敬川町2919-2	江津市	神主敬川境線	西日本旅客鉄道	山陰線					○		●
中国-13	島根県	星島	島根県江津市嘉久志町1355-4	江津市	星島線	西日本旅客鉄道	山陰線					○		●
中国-14	岡山県	新金山	岡山県岡山市北区玉柏1806-8	岡山市	市)金山寺玉柏線	西日本旅客鉄道	津山線				○			●
中国-15	岡山県	北方第一	岡山県岡山市北区南方二丁目2-7地先	岡山市	市道伊島町南方線	西日本旅客鉄道	山陽線			○				●
中国-16	岡山県	流田一	岡山県岡山市東区穴甘251-7	岡山市	市)穴甘沼線	西日本旅客鉄道	山陽線					○		●
中国-17	岡山県	寿町	岡山県倉敷市阿知一丁目6-10地先	岡山県	県道倉敷清音線	西日本旅客鉄道	山陽線		○	○				●
中国-18	岡山県	前場二	岡山県倉敷市四十瀬3-5地先	倉敷市	酒津四十瀬2号線	西日本旅客鉄道	山陽線					○		●
中国-19	岡山県	清眼寺	岡山県津山市院庄782-7	津山市	市)院庄59号線	西日本旅客鉄道	姫新線					○		●
中国-20	岡山県	湯郷県道	岡山県勝田郡勝央町岡9-9	岡山県	県道畑沖勝間田線	西日本旅客鉄道	姫新線					○		●
中国-21	広島県	愛宕	広島県広島市東区愛宕町	広島市	主要地方道広島中島線	西日本旅客鉄道	山陽線	○	○					●
中国-22	広島県	己斐本町	広島県広島市西区己斐1丁目356-6	広島市	市道西3区93号線	西日本旅客鉄道	山陽線						○	●
中国-23	広島県	鈴ヶ峰	広島県広島市西区井の口3丁目589-2	広島市	市道西5区57号線	西日本旅客鉄道	山陽線	○	○				○	●
中国-24	広島県	亀田第4	広島県広島市安芸区中野5丁目2650-9	広島市	市道安芸1区121号線	西日本旅客鉄道	山陽線					○		●
中国-25	広島県	船越	広島県広島市安芸区船越町花都2337-1	広島市	市道安芸3区59号線	西日本旅客鉄道	山陽線				○			●
中国-26	広島県	蟹原第2	広島県広島市佐伯区藤垂園647-2	広島市	一般県道五日市停車場線	西日本旅客鉄道	山陽線	○	○					●
中国-27	広島県	海岸通	広島県呉市阿賀中央8丁目5746-45	広島県	主要地方道呉環状線	西日本旅客鉄道	呉線					○		●
中国-28	広島県	神賀第2	広島県呉市吉浦本町1丁目1-1	呉市	市道吉浦東本町1丁目3号	西日本旅客鉄道	呉線					○		●
中国-29	広島県	羽仁	広島県三原市宮沖町1298-5	三原市	市道皆実59号線	西日本旅客鉄道	呉線					○		●
中国-30	広島県	黒崎西堤	広島県尾道市高須町4748-2先	尾道市	市道東新涯線	西日本旅客鉄道	山陽線					○		●
中国-31	広島県	谷尻	広島県福山市津之郷津之郷970-2先	福山市	市道津之郷瀬戸幹線	西日本旅客鉄道	山陽線					○		●
中国-32	広島県	国留	広島県府中市上下町大字上下下沖874-16	広島県	一般県道別迫上下線	西日本旅客鉄道	福塩線					○		●
中国-33	広島県	中州大	広島県府中市中須町78-13	府中市	市道橋ノ外線	西日本旅客鉄道	福塩線				○			●
中国-34	広島県	小奴可	広島県庄原市東城町小奴可2665-6	広島県	一般県道下千鳥小奴可停車場線	西日本旅客鉄道	芸備線					○		●
中国-35	広島県	平子国道	広島県庄原市西城町平子比土井原	広島県	国道183号	西日本旅客鉄道	芸備線					○		●
中国-36	広島県	郷水第二	広島県大竹市新町1-1	大竹市	市道西栄本町1号線	西日本旅客鉄道	山陽線			○				●
中国-37	広島県	青木	広島県大竹市新町2-12	大竹市	市道西栄下白石線	西日本旅客鉄道	山陽線					○		●
中国-38	広島県	鴨原	広島県廿日市市佐方158	廿日市市	市道佐方本線	西日本旅客鉄道	山陽線			○				●
中国-39	広島県	深江第1	広島県廿日市市深江2819-2	廿日市市	市道深江林ヶ原線	西日本旅客鉄道	山陽線					○		●
中国-40	広島県	南町	広島県廿日市市地御前1348-1	廿日市市	市道地御前宮内線	西日本旅客鉄道	山陽線						○	●
中国-41	広島県	青崎第10	広島県安芸郡府中町青崎南5566-4	府中町	町道青崎桃山線	西日本旅客鉄道	山陽線			○				●
中国-42	広島県	新町	広島県安芸郡海田町新町2204-7	海田町	町道1号線	西日本旅客鉄道	山陽線	○						●
中国-43	山口県	高磯折第1	山口県下関市大字宇部字高磯折1250-2	下関市	宇部線	西日本旅客鉄道	山陽線					○		●
中国-44	山口県	尾崎	山口県下関市大字吉見下字西田2984-13	下関市	吉見新町22号線	西日本旅客鉄道	山陰線					○		●
中国-45	山口県	玉川	山口県宇部市大字藤曲字港町1753-73	宇部市	居能駅厚東川線	西日本旅客鉄道	宇部線				○			●
中国-46	山口県	新開作第2	山口県宇部市大字妻崎字四五ノは1429-10	宇部市	馬渡橋西割線	西日本旅客鉄道	小野田線				○			●
中国-47	山口県	八王子	山口県宇部市末広町1314-3	宇部市	恩田八王子線	西日本旅客鉄道	宇部線				○			●
中国-48	山口県	平原	山口県宇部市大字藤曲字四ノ割2238-8	宇部市	藤曲厚東川線	西日本旅客鉄道	宇部線				○			●
中国-49	山口県	上郷西	山口県山口市小郡上郷字車後地3386-7	山口市	市道新町岡田線	西日本旅客鉄道	山口線					○		●
中国-50	山口県	柳井田堤	山口県山口市小郡下郷字東上村143-8	山口県	一般県道新山口停車場上郷線	西日本旅客鉄道	山口線					○		●
中国-51	山口県	下河内第2	山口県防府市大字植松字下河内693-4	防府市	下河内中河内線	西日本旅客鉄道	山陽線					○		●
中国-52	山口県	愛宕	山口県岩国市錦見5丁目2242-2地先	岩国市	錦見117号線	西日本旅客鉄道	岩徳線					○		●
中国-53	山口県	沖見町	山口県周南市権現町2930-2	周南市	緑町沖原線	西日本旅客鉄道	山陽線				○			●
中国-54	山口県	自得寺	山口県周南市権現町2856-第1	周南市	北山合田町線	西日本旅客鉄道	山陽線				○			●
								5	2	7	11	31	3	54

＜用語の定義＞

○緊急に対策の検討が必要な踏切：

以下の基準に合致する踏切（「開かずの踏切」、「自動車ボトルネック踏切」、「歩行者ボトルネック踏切」、「歩道が狭隘な踏切」、「事故多発踏切」、「通学路要対策踏切」）

○開かずの踏切（踏切道改良促進法施行規則 第二条第三号に該当）：

ピーク時間の遮断時間が 40 分／時以上の踏切

○自動車と歩行者のボトルネック踏切（踏切道改良促進法施行規則 第二条第一号、二号に該当）：

自動車と歩行者の交通量が多く、渋滞や歩行者の滞留が多く発生している踏切

自動車ボトルネック踏切と歩行者ボトルネック踏切からなる

・自動車ボトルネック踏切：

一日の踏切自動車交通遮断量^{*1} が 5 万以上の踏切

・歩行者ボトルネック踏切：

一日あたりの踏切自動車交通遮断量と踏切歩行者等交通遮断量^{*2}の和が 5 万

以上かつ一日あたりの踏切歩行者等交通遮断量が 2 万以上の踏切

* 1：踏切自動車交通遮断量＝自動車交通量×踏切遮断時間

* 2：踏切歩行者等交通遮断量＝歩行者および自転車の交通量×踏切遮断時間

○歩道が狭隘な踏切（踏切道改良促進法施行規則 第二条第四、五号に該当）：

1) 踏切道における歩道の幅員が踏切道に接続する道路の歩道の幅員未満のもので

次のいずれにも該当する踏切

・踏切道に接続する道路の幅員が 5.5m 以上

・踏切道における歩道の幅員と踏切道に接続する道路の歩道の幅員との差が 1.0m 以上のもの

・踏切道における自動車の一日当たりの交通量が 1,000 台（通学路では 500 台）以上

・踏切道における歩行者及び自転車の一日当たりの交通量が 100 人（通学路では 40 人）以上

2) 踏切道における歩道の幅員が踏切道に接続する道路の歩道の幅員未満のもので

次のいずれにも該当する踏切

・踏切道の幅員が 5.5 メートル未満

・踏切道の幅員と踏切道に接続する道路の幅員との差が 2.0 メートル以上のもの

・踏切道における自動車の一日当たりの交通量が 1,000 台（通学路では 500 台）以上

・踏切道における歩行者及び自転車の一日当たりの交通量が 100 人（通学路では 40 人）以上

○事故多発踏切（踏切道改良促進法施行規則 第二条第七号に該当）：

・直近の 5 年間に於いて 2 回以上の事故が発生した踏切

○通学路要対策踏切（踏切道改良促進法施行規則 第二条第八号に該当）：

・通学路であるものであって通学路交通安全プログラムに位置づけられ、通行の安全を特に確保する必要がある踏切